

特定鳥獣5種の保護管理計画の考え方と効果的な進め方 ②イノシシ

長崎県農林技術開発センター (兼) 農山村対策室 主任研究員 平田 滋樹

1. イノシシ管理の大前提

野生鳥獣の保護管理(特に管理)は人間側の問題



- ・被害を認識する
- ・効率的かつ現実的な技術を用いる
- ・種の特性を把握しておく
- ・効果(傾向)により継続と強化を図る
- ・費用対効果を意識する

イノシシをどうしたいか、そのためにはどの手法が適切か、その取組が十分足りているか

- ① 問題の把握と目標の設定 ② 管理手法の選定 ③ モニタリングとフィードバック

2. 具体的なイノシシ管理の考え方

① 問題の把握と目標の設定

- 人間との軋轢(管理が必要な理由)・・・農業被害>生活被害>>林業被害≧生態系被害
- 管理目標:農作物被害額、個体数(捕獲数)、分布域など

② 管理手法の選定

- 被害管理、生息地管理・個体数(群)管理の総合的な管理の推進

・・・農地の管理:侵入防止柵の設置など

生息地の管理:誘引物(収穫残渣や放任果樹)の除去、緩衝帯整備など

個体数の管理:個体数調整効果が高くかつ被害軽減効果の高い捕獲など

※管理が必要な原因と被害の発生場所等の条件により、費用対効果が異なる

・基本的に、総合的な管理の必要性は同じ

・継続性を考えた技術導入と体制作りが重要

③ モニタリングとフィードバック

- 管理効果の検証・・・被害額の場合には、被害軽減効果と新規被害発生等の相殺に注意

※実数を知ることよりもトレンド(傾向)を知ることが重要

- 管理の実施状況の検証・・・管理が必要な地域、エリアでの対策実施状況を把握

- 新技術導入の検討・・・更なる対策強化と共に高効率化のための新技術の導入も検討

(地域に合わせたアレンジの検討)

3. 管理のためのイノシシに係る基本知識

4. 中・長期的なイノシシ等の管理の考え方

- 管理(個体数調整)のための人材の育成と確保

・捕獲の主体と法的根拠の再認識・・・「狩猟による捕獲」から「許可捕獲(有害鳥獣捕獲等)による個体数調整」への転換を図る

・狩猟者(経験の豊富な捕獲従事者)の指導者としての役割強化

⇒有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(旧1303特区)による人材の

確保と地域が主体となった捕獲組織の形成